

未熟児養育医療の新規手続きに必要なもの

未熟児養育医療とは、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。医療費は、世帯の市町村税額等に応じて、一部自己負担となります。

※必ずお子様の入院中に申請を行ってください。退院後の申請は受付できません。

※社会保険の方で、お子様の入院中に下記 6 番が揃わない場合、先に他の書類を全て提出してください。この際、下記 6 番については、受け取り次第速やかに提出してください。

No.	必要なもの	備考
1	養育医療給付申請書	
2	養育医療意見書	指定養育医療機関の医師に記入してもらってください。
3	世帯調書	個人番号の記載が必要です。
4	個人番号確認のために必要なもの	申請手続きを行う扶養義務者の個人番号カード、又は個人番号通知書（通知カード）と扶養義務者本人が確認できるもの（運転免許証、パスポートなど） こども（給付を受ける児）及び、その児と生計を同一にする世帯全員の個人番号カード又は個人番号通知書（通知カード）、又は個人番号が記載された住民票
5	委任状、権限委任事前確認事項 ※国民健康保険または全国健康保険協会の加入者のみ。	こども医療費助成制度の申請並びに受領に関する権限を那覇市長へ委任いただける方のみ、ご提出ください。書類は受付窓口にあります。
6	資格情報のお知らせ（写し） 資格確認書（写し）	お子様の健康保険の資格情報が確認できるものを提出してください。社会保険に加入する場合で、発行に時間がかかる場合は後日提出でも可能です。
7	所得課税証明書※ ¹ ※那覇市民で所得申告済の方は同意書記載で省略できます。	同一世帯全員（15 歳以下を除く）の所得課税証明書（市町村民税の課税額がわかる証明書）を提出して下さい。
8	親子健康手帳（母子手帳）	
9	印鑑（認印可）	代理申請の場合は、代理人の印鑑も必要です。

※¹ 所得課税証明書を取得するためには、居住していた市町村での申告が必要です。

〈申請先〉…那覇市保健所 1 階 母子・難病受付（正面入り口から右手側）
〒902-0076 那覇市与儀 1-3-21
那覇市保健所 地域保健課 医療費助成グループ
TEL：098-853-7962